

平成 19 年 4 月 1 日制定
平成 20 年 3 月 1 日改定
平成 21 年 1 月 5 日改定
平成 21 年 4 月 1 日改定
平成 24 年 1 月 4 日改定
平成 24 年 4 月 1 日改定
平成 24 年 5 月 15 日改定
平成 24 年 12 月 4 日改定
平成 25 年 10 月 1 日改定
平成 26 年 2 月 10 日改定
平成 27 年 2 月 5 日改定
平成 28 年 7 月 28 日改定
平成 29 年 5 月 1 日改定
平成 31 年 2 月 20 日改定
令和 1 年 11 月 1 日改定
令和 2 年 12 月 24 日改定

株式会社 建築住宅センター
適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定める株式会社建築住宅センター適合証明業務規程第 13 条に基づき、株式会社建築住宅センター（以下「センター」という）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の区分)

第 2 条 適合証明業務の手数は、新築住宅（フラット 3 5・財形住宅融資）、中古住宅（フラット 3 5・財形住宅融資）、賃貸住宅融資、リフォーム（耐震、バリアフリー、財形住宅融資）に区別する。新築住宅にあつては一戸建てと共同建てに区分し、賃貸住宅は戸建ての建築物以外のみとする。また、中古住宅、リフォームは戸建型式による区分は無く一住戸あたりの設定とする。

2 フラット 3 5 の優良住宅取得支援制度（以下「フラット 3 5 S」という）における手数料は一戸建てと共同建てに区分するものとする。

(新築・一戸建て（フラット 3 5・財形住宅融資）住宅における手数料)

第3条 一戸建て住宅における一般のフラット35、財形住宅は別表1の手数料の額、センターにおいて設計住宅性能評価を受けた物件は別表2の手数料の額、設計及び建設住宅性能評価を受けた物件は別表3の手数料の額、竣工済特例の物件は別表4の手数料の額とする。

また、フラット35Sの手数料は、フラット35Sの基準1つ選択につき別表5の手数料を、別表1から別表4の手数料にそれぞれ加算した額とする。

2 本手数料の他に、現場検査を実施する所在地が別表13に定める遠隔地に該当する場合は、センターにおいて完了検査又は建設住宅性能評価を同時に検査する場合を除き、第8条による手数料を加算した額とする。

3 機構承認住宅の物件は、設計検査手数料から3,000円を割り引いた手数料の額とする。

(新築・共同建て(フラット35・財形住宅融資)住宅における手数料)

第4条 共同建て住宅における一般のフラット35、財形住宅は別表6の手数料の額、フラット35Sの手数料は別表7の手数料の額、センターにおいて設計住宅性能評価を受けた物件は別表8の手数料の額、設計及び建設住宅性能評価を受けた物件は別表9の手数料の額とする。

2 フラット35Sにおいて、耐震性を選択した場合は別途見積りとする。

3 「公庫マンション情報登録制度」により登録された物件については、別表6から別表9の竣工現場検査の手数料から20%割り引いた手数料の額とする。

4 本手数料の他に、現場検査を実施する所在地が別表13に定める遠隔地に該当する場合は、センターにおいて完了検査又は建設住宅性能評価を同時に検査する場合を除き、第8条による手数料を加算した額とする。

5 機構承認住宅の物件は、設計検査手数料から3,000円を割り引いた手数料の額とする。

(賃貸住宅融資における手数料)

第5条 賃貸住宅融資における手数料は別表10の手数料の額とする。

2 本手数料の他に、現場検査を実施する所在地が別表13に定める遠隔地に該当す

る場合には、センターにおいて完了検査又は建設住宅性能評価を同時に検査する場合を除き、第8条による手数料を加算した額とする。

(中古住宅(フラット35・財形住宅融資)、リノベにおける手数料)

第6条 中古住宅、リノベにおける手数料は一住戸あたりとし、融資種別の応じ別表11の手数料の額とする。

- 2 本手数料の他に、現場検査を実施する所在地が別表13に定める遠隔地に該当する場合には、第8条による手数料を加算した額とする。
- 3 フラット35Sにおいて、耐震性を選択した場合は別途見積りとする。
- 4 「公庫マンション情報登録制度(マンションのみ)」により登録された物件については、別表11の手数料から20%割引いた手数料の額とする。

(リフォームにおける手数料)

第7条 リフォームにおける手数料は一住戸あたりとし、融資種別に応じ別表12の手数料の額とする。

- 2 本手数料の他に、現場検査を実施する所在地が別表13に定める遠隔地に該当する場合には、第8条による手数料を加算した額とする。
- 3 リフォームにおいて、耐震性能に関する基準の判定の場合は別途見積りとする。

(遠隔地の場合の現場検査手数料の加算)

第8条 現場検査を実施する所在地が別表13に定める遠隔地に該当する場合には、中間現場検査、竣工現場検査時それぞれ5,000円(消費税別)を加算するものとする。ただし、センターにおいて完了検査又は建設住宅性能評価を同時に検査する場合は加算しないものとする。

(手数料の納入方法)

第9条 申請者は申請時に規程による手数料を現金により納入するものとする。ただし、センターと協議した上で銀行振込みにより納入することができるものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は、申請者負担とする。

(適合証明書の再交付料金)

第10条 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付にあたっては、再交付料金として1,000円(消費税別)を納入するものとする。

(手数料の返還)

第11条 収納した手数料は返還しないこととする。ただし、センターの責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年3月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年1月5日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成24年1月4日から施行する。
- 6 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成24年5月15日から施行する。
- 8 この規程は、平成24年12月4日から施行する。
- 9 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成29年5月1日から施行する。
- 14 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 15 この規程は、令和1年11月1日から施行する。
- 16 この規程は、令和3年1月1日から施行する。